



長門市

記者配布（発表）資料

発信年月日：令和7年8月15日

所属部課		連絡先	企画総務部総務課 TEL：0837-23-1114 FAX：0837-23-6345
企画総務部			
件名	長門市職員の懲戒処分について		

下記のとおり、職員の懲戒処分を行いました。

記

1. 被処分者

市長部局課長補佐級職員（50歳代、男性、事務職員）

2. 処分発令日

令和7年8月14日

3. 懲戒処分の種類及び内容

戒告

4. 事案の概要

令和6年度当時、所属していた部署が所管する公共施設の主たる管理担当であった該当の職員が、この公共施設に関わる3件の消防設備等更新工事について、人事異動に伴う正式な業務引継ぎが行われていなかったものの、予算措置されている状況を知りながら、業務の重要度や優先度を誤り、工事の発注が遅延するに至った。しかしながら、上司への報告・連絡・相談が適切に行われず、未契約のまま3件の工事に係る予算を不執行としたもの。

5. 関係職員の責任

- ・令和6年度当時、この施設を所管する部署の管理・監督者であった観光スポーツ文化部長及びスポーツ文化交流課長を8月14日付けで文書訓告
- ・令和6年度当時、この施設を管理する副担当であった職員を8月15日付けで文書訓告
- ・該当の職員の前任職員を8月15日付けで口頭訓告

市長コメント

このたび、市職員の職務怠慢による予算不執行の事案が発生したことは、極めて遺憾であり、市民の信用を著しく失墜することとなり、市政を預かる者として心から深くお詫び申し上げます。

これを受け私は、このような過ちを二度と繰り返さないよう、全職員に対し、適正かつ迅速な業務の遂行はもちろんのこと、自らの職務に対する責任感と使命感を自覚し、各自が気を引き締め、緊張感をもって業務に取り組むことを改めて指示したところです。